

# 事務局便り

## 難病医療費助成と重度心身障害者医療費助成について

新しい年を迎えたと思っておりましたら、もう 2 月、立春も過ぎました。如何お過ごしでしょうか。

平成 27 年 1 月 1 日より新しい難病医療費助成制度が施行され、12 月末までに「特定医療費(指定難病)受給者証」がお手元に届いていると思います。

新しい制度では「重症度分類 (1~5 分類)」障害区分により医療費が変わり、それぞれ自己負担上限額が、新しい受給者証には記載されています。

たとえば、人工呼吸器等を装着している方は「1 ヶ月 1,000 円」と記入されているはずです。

又、「重度心身障がい者医療費受給者証 (北海道・札幌市ほか)」を持っている人はそちらの制度による医療費助成を受けることが出ることです。(身体障害者手帳 1・2 級等が対象)

このことについては、道庁の地域保健課の方に伺ったところ、受診した指定医療機関では「特定医療費(指定難病)受給者証」に書かれている金額の限度まで支払い、その後「重度心身障がい者医療費受給者証」を発行している市町村に支払額の還付手続きしていただくことになっているとのことでした。

訪問看護師の訪問の利用料金については、道庁では掌握していないとのことで、お住まいの市町村にお問い合わせください。

ここに書きました事は、道庁でお聞きしたことですが、札幌市、千歳市、帯広市の患者さんが、直接市役所に行き問い合わせ、分かったことを書きました。皆さんもお住まいの市町村役場に直接行って、お確かめ下さい。

